

基本課題Ⅴ

方針・政策決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

市では、推進プランの前期実施計画では、審議会等の委員の男女比において、「一方の性が 30%を下回らないようにする」と目標を設定し、政策決定過程への女性の参画促進に取り組んできました。平成 18 年 4月 1 日現在の審議会等の委員の女性の割合は全体で 36.4%、都道府県や政令指定都市の割合を越え、推進プラン策定時から継続して目標値の 30%を超えていました（図表 12、13）。

市職員においても、採用や登用、人材育成の機会は、性別にかかわりなく平等に提供されていますが、管理職に占める女性の割合は、6.8%と国家公務員や全国の市町村職員と同様に低水準にあります。

平成 17 年度に実施した市政世論調査では、「男女の地位に対する平等観」の中で、「平等になっている」は「学校教育の場で」が 60%を超え最も多いのに対し、「社会通念や慣習で」は 19.5%と最も低く、次いで、「職場の中で」が 20.2%と低くなっています。こうしたことを背景に、地域活動や職場等における方針決定過程への女性の参画が進んでいない状況が見受けられます（7 頁図表 3）。

また、市が平成 15 年度に行った「市内の事業所に働く女性の意識と実態調査」においても、女性管理職は少ない傾向にあります（図表 14）。

社会のあらゆる分野の政策あるいは方針の立案及び決定に共同して参画することは、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すことであり、重要な意義を持っています。

このため、今後も引き続き、市における率先した取り組みや、事業所や市民への周知、啓発に努めるとともに、地域における人材育成に取り組むことが重要です。

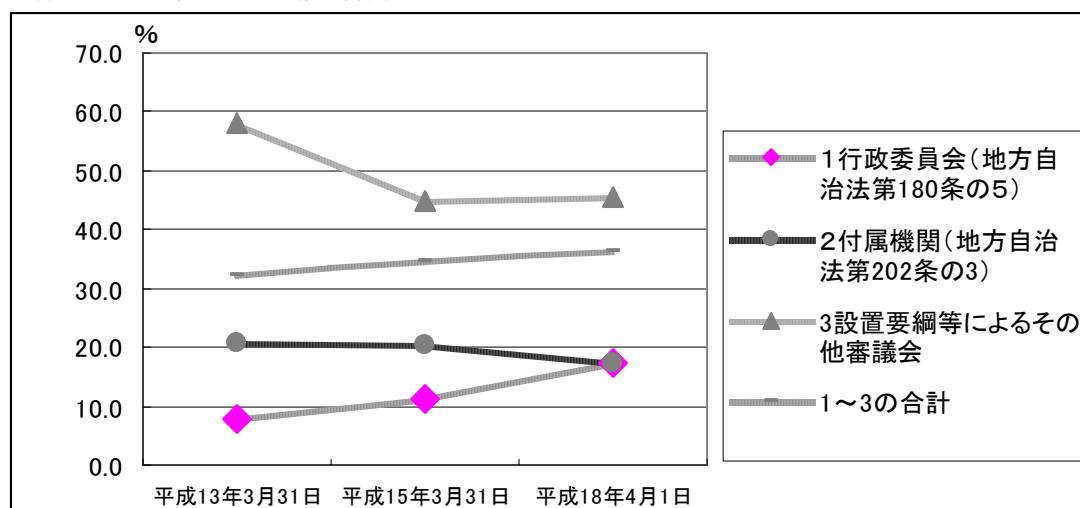
◆図表12:女性の方針・政策決定過程への参画状況

資料出所:企画部広域・協働推進課調べ(H18.4.1 現在)

	区分	総 数	女性数	割合 (%)
	市議会議員	19	4	21.1
1	行政委員会（地方自治法第180条の5）	23	4	17.4
2	付属機関（地方自治法第202条の3）	190	33	17.4
3	設置要綱等による長の私的諮問機関	440	201	45.7
	1～3の合計	653	238	36.4

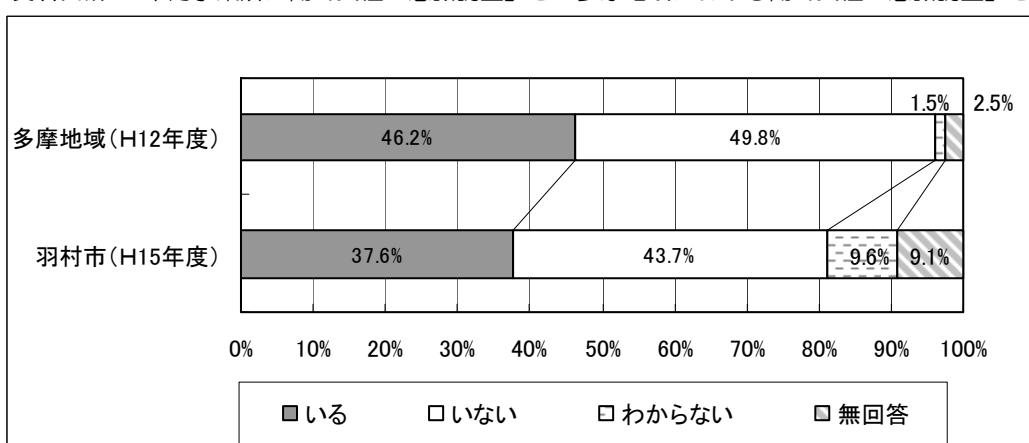
◆図表13:女性の方針・政策決定過程への参画状況(推進プラン策定時からの変化)

資料出所:企画部広域・協働推進課調べ



◆ 図表14:女性の管理職の有無

資料出所:「市内事業所に働く女性の意識調査」と「多摩地域における働く女性の意識調査」との比較)



施策の方向

1 行政における女性の参画の拡大

市民に身近な行政の政策決定は、一人ひとりの市民生活に大きな影響を与えます。市民の半数を占める女性の意見が市政に反映されるように、今後も審議会や委員会などへの女性の積極的な登用など、引き続き、行政が率先した取り組みを行います。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	実施 状況	実施時期 と目標	担当課
(1) 審議会等における女性の参画の拡大	①女性委員の積極的な登用と男女比率の設定	審議会等の委員を委嘱等する際に女性委員の登用を促進するとともに、どちらか一方の性が、継続して35%を下回らないよう、男女の参画推進に努める。	充実	A	全 庁
	②女性リーダー養成講座等の実施（Ⅱ-3-(3)-②の再掲）	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。			
(2) 市における女性職員の参画推進	①職員の人材育成	人材育成基本方針の見直しを行い、その方針に基づく職員研修を実施し人材の育成に努める。	継続	A	職員課
	②超過勤務の抑制	職業生活と家庭生活を両立できるよう事務事業の見直しを進め、超過勤務の更なる縮減を図る。			
	③性別によるない職種や職域の拡大	性別にかかわりなく、個人の能力や適性に応じた配置・登用を行い、男女平等の職場環境を整備する。	継続	A	職員課

施策の方向

2 事業所における女性の参画の促進

事業所における男女の均等な機会と待遇が確保されるようセミナーの実施や情報誌等を通じて、男女雇用機会均等法の普及・啓発に努めるとともに、職場において※1ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所を紹介していきます。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	実施 状況	実施時期 と目標	担当課
(1) 男女雇用機会均等法の普及とポジティブ・アクションの促進	①労働関係セミナー等の実施 (IV-2-(1)-①の再掲)	関係機関に働きかけ、身近な会場で「労働セミナー」を実施する。	新規	A	企画課
	②男女雇用機会均等法等の周知 (IV-2-(1)-②の再掲)	男女雇用機会均等法等の周知徹底を目指し、情報誌ウィーブやパンフレット等を活用した普及啓発を行う。	継続	A	産業活性化推進室 企画課
	③女性リーダー養成講座等の実施 (II-3-(3)-②の再掲)	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課
	④人材育成支援事業等の実施	中小の製造業や商業の後継者等を対象にセミナー等を開催し、事業所の人材育成のための支援を行う。	新規	A	産業活性化推進室
	⑤男女にやさしい事業所の紹介 (IV-2-(3)-②の再掲)	職場において男女平等の視点をもった実践活動を行っている事業所を、情報誌ウィーブ等を通じて紹介する。	継続	A	企画課

※1 ポジティブ・アクション

自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対して、その機会を積極的に提供することで、積極的改善措置ともいう。

施策の方向

3 地域活動における男女共同参画の促進

地域の課題解決や自己実現の場でもある、様々な市民活動の場において、あらゆる活動に男女がともに対等な立場で参画できるよう働きかけていきます。

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	実 施 状 況	実 施 時 期 と 目 標	担 当 課
(1) 地域活動の人材育成	③女性リーダー養成講座等の実施（Ⅱ-3-(3)-②の再掲）	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課
(2) 市民活動等における男女共同参画の促進	①ボランティアの育成支援	様々な分野で特技・技術・知識・経験を生かしたボランティアの育成を行う社会福祉協議会の活動を支援する。	継続	A	社会福祉課 (社会福祉協議会)
	②社会貢献活動の支援	まちづくりを推進する市民活動団体に対し、補助金による支援を行う。	継続	A	企画課
	③消費者活動への参加促進	男女がともに消費者活動を支えていくよう、消費生活講座などを通じ、特に男性の積極的な参加を働きかける。	継続	A	生活環境課 (消費生活セクター)
	④環境活動の参加促進	一人ひとりが自らのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていくよう、男女の環境活動への積極的な参加を促進する。	継続	A	生活環境課 (消費生活セクター) 環境保全課

施 策	事 業 名	事 業 の 内 容	実施 状況	実施時期 と目標	担当課
(2) 市民活動等における男女共同参画の促進	⑤ 地域の文化・産業、観光等における女性の参画の促進のための意識啓発	生涯学習の機会や情報誌等を通じて、地域づくりや産業、観光等の分野における女性リーダーの育成や意識啓発を行う。	新規	A	企画課 生涯学習センターゆとりぎ 産業活性化推進室
(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	① 地域防災計画の見直し	地域防災計画を見直し、男女共同参画の視点を取り入れた新たな地域防災計画を策定する。	新規	A	生活安全課
	② 女性消防団員の増員	男性で構成されている職域への女性の参加を促進し、より対等な立場で活動を実践する。	継続	A (H23年度 までに7人 から10人へ)	生活安全課